通所介護・地域密着型通所介護・予防通所事業　変更届提出書類一覧（事業所の移転）

■届出について

・移転先建物の着工前に必ず、当課との事前協議を完了してください。事前協議については、「通所介護・地域密着型通所介護・予防通所事業の事前協議」のページに掲載している「事前協議の手引き」をご覧ください。
・届出は変更日から 10 日以内となっていますが、指定基準確認のため、できる限り事前に届け出てください。
・ご来庁の際は事前にお電話で日時をご予約のうえ、持参してください。
・変更前又は変更後に、現地確認をさせていただきます。

■提出書類一覧

変更する事項	添付書類	届出方法	留意点
事業所の移転	・変更届出書（様式第５号） ・老人デイサービスセンター等変更届出書（様式第4号）※1 ・指定に係る記載事項（付表６）又は（付表 25）※2 ・運営規程 ・平面図（各部屋の用途、面積、ナースコール、写真番号と撮影方向を明示したもの）※3 ・建物内外の写真（カラーに限る。）※4 ・事業所の設備の概要（参考様式５-１） ・賃貸借契約書の写し ※5 ・土地及び建物の登記に関する全部事項証明書の写し ※6 ・建築確認申請書類の写し ※7 ・建築基準法の規定による検査済証の写し ※7 ・建築基準法による用途変更手続きが完了した旨の書類の写し ※7 ・防火対象物使用開始（変更）届出書の写し ※8 ・消防用設備等検査済証の写し ※9 ・消防設備図面（誘導灯や消火器等、設置した消防設備に関するもの） ・食品営業許可証の写し ※10 ＊変更届は事前協議後の手続きとなります。 ＊変更内容により上記以外にも添付書類が必要になることがあります。 ＊事前協議後に協議内容が変更となる場合、再度、協議の手続きが必要になる場合がありますので事前にご連絡ください。	来　庁	※1:老人デイサービスセンターの場合は必要。 ※2:地域密着型通所介護の場合は（付表 25）を使用してください。 ※3:当該事業に使用する箇所（食堂、機能訓練室、静養室、浴室等）のレイアウト及び設備基準における面積等の規定が満たせていることがわかるよう数値を記載したものを添付してください。 ※4:余白に写真番号、設備の名称を記載してください。 ※5:建物が事業者所有でない場合は必要。 ※6:建物が事業者所有の場合は必要。 ※7:本市の建築部局へ申請を行った場合は必要。 ※8:所轄の消防署へ届出を行った場合は必要。 ※9:所轄消防署において設置すべき設備が必要とされた場合は必要。 ※10:事前協議において保健所の許可が必要とされた場合は必要。

＊その他の変更事項につきましては、当課のホームページをご確認ください。

【枚方市ホームページ URL】

http://www.city.hirakata.osaka.jp

ID:2602　サイト内検索

＊地域密着型通所介護の様式集は「ID:2963」です。

（問合せ先）枚方市 福祉部 福祉指導監査課 介護事業者グループ（指定）　　電話　072-841-1468（直通）